## 大腸がん検診のためのチェックリスト【検診実施機関用】

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．受診者への説明 | 福岡県すこやか健康事業団 | (一財)医療情報健康財団 | (公財)福岡労働衛生研究所 | 社団法人日本健康倶楽部 | 宗像医師会病院健診センター | 遠賀中間医師会おんが病院健診センター | ヘルスポートクリニック | (一財)西日本産業衛生会 | 芦屋中央病院 | 飯塚医師会検診検査センター | 朝倉市国民健康保険直営朝倉診療所 | くるめ病院総合検診センター | 糸島医師会病院 | (一財)日本予防医学協会 |
| (1)便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2)精密検査の方法について説明しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3)精密検査結果は市町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| (4)検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあることなど、がん検診の欠点について説明しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (5)検診受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (6)大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2．検査の精度管理 | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)検査は、免疫便潜血検査2日法を行っているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2)便潜血検査キット名、測定方法、カットオフ値を仕様書にすべて明記しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| (3)大腸がん検診マニュアル(2013年日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して行っているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3．検体の取り扱い | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)採便方法についてチラシやリーフレットを用いて受診者に説明しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2)採便後即日(2日目)回収を原則としているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3)採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4)受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (5)検査施設では検体を受領後冷蔵保存しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (6)検体回収後原則として24時間以内に測定しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (7)検診結果は少なくとも5年間は保存しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4．システムとしての精度管理 | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされているか | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ |
| (2)がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか。もしくは全て報告されていることを確認しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4)自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (5)プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |